

ID: 142

担当部署: 地域整備課

| | | | |
|---|------------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 占用料の返還承認 | | |
| 例規名 根拠条項 | 大河原町道路占用料条例 第3条第2項ただし書 | | |
| 例規番号 | 平成10年条例第5号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 第3条第2項、第3項及び大河原町道路占用料条例施行規則第4条の規定による。 | | | |
| (占用料の徴収方法) | | | |
| 第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をした日(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から2月以内に、町長の発行する納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を6月30日までに徴収するものとする。 | | | |
| 2 既に納入した占用料は、返還しない。ただし、法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場又は占用者の責めに帰すべき事由によらないで占用できなくなった場合において、その事実が発生した日から1年以内に返還の請求があったときは、この限りではない。 | | | |
| 3 前項ただし書の規定により返還する金額は、既に納入した占用料の額から、当該占用の許可の日から当該許可の取消しの日まで又は占用できなくなった日の前日までの期間に係る占用料の額を控除した金額とする。 | | | |
| (占用料の返還) | | | |
| 第4条 条例第3条第2項ただし書の規定により占用料の返還を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を町長に提出するものとする。 | | | |
| (1) 請求者の住所及び氏名又は名称 | | | |
| (2) 返還する占用料に係る占用物件の所在地、種別及び数量 | | | |
| (3) その他町長が必要と認める書類 | | | |
| 2 前項の場合において、占用料の返還の請求が道路法(昭和27年法律第180号)第93条の規定による不用物件の引渡しを原因とするものであるときは、同項の請求書に他の管理者が占用料を徴収する事実を証する書類を添付しなければならない。 | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月5日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |